

# 千葉県報

定例

平成27年9月11日

## 主要目次

- 知事指定薬物の指定の失効 一
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 一
- 公安委員会告示 一
- 警備員指導教育責任者講習の実施 二
- 公告 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請 三
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(六件) 三
- 特定調達公告 三
- 入札公告(二件) 五
- 落札者等の公告 八

## 告示

## 告示

### 千葉県告示第六百五号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年千葉県条例第九号)第十二条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、失効した。

平成二十七年九月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 指定が失効した知事指定薬物
- 1 一(八)プロモベンゾ「一・二」b:四・五「b」ジフラン「四」イル)プロパ  
ン「二」アミン及びその塩類
  - 2 一(ペンチル「N」(二)フェニルプロパン「二」イル)「一」H「インダゾール」  
三「カルボキサミド及びその塩類
  - 3 一(五「フルオロペンチル」「N」(二)フェニルプロパン「二」イル)「一」H  
「インダゾール」三「カルボキサミド及びその塩類
  - 4 一(ペンチル「N」(二)フェニルプロパン「二」イル)「一」H「インドール」三  
「カルボキサミド及びその塩類
  - 5 一(五「フルオロペンチル」「N」(二)フェニルプロパン「二」イル)「一」H  
「インドール」三「カルボキサミド及びその塩類
  - 6 1から5までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 失効年月日

平成二十七年八月二十九日

### 千葉県告示第六百六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十七年九月十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
産一五	印西市岩戸字瓜堀込一、八二一番の 一部、一、八二二番の一部、一、八 二二番二の一部、一、八二八番一の 一部、一、八二八番二、一、八二九 番から一、八三三番まで、一、八三 四番一の一部、一、八三五番一の一 部、一、八三五番二の一部、一、八 三七番の一部及び一、八三八番から 一、八四〇番まで、字道作一、八四 一番、一、八四二番、一、八四三番 の一部、一、八四八番三の一部、 一、八四八番四の一部、一、八四八 番五の一部、一、八八二番一、一、 八八三番一、一、八八四番一、一、八 八五番一、一、八八六番一、一、八 八六番二、一、八八七番一から一、 八八七番三まで、一、八八八番一、 一、八八九番一、一、八八九番二、 一、八九〇番の一部、一、八九〇番 二の一部、一、八九一番の一部、 一、八九二番の一部、一、八九三 番、一、八九四番、一、八九五番一 及び一、八九五番二並びに字根古屋 一、八九六番の一部、一、八九七番 の一部及び一、九〇〇番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行令(昭和四十 六年政令第三百号。以下 「令」という。)第十三条 の二第一号に掲げる埋立地
産一六	香取市内野字入二三七番一及び二三 七番二、字平道寺二八九番一、二九	令第十三条の二第一号に掲 げる埋立地

産一七	○番及び二九一番一から二九一番三まで並びに竜谷字袖塚三五四番四 四街道市吉岡字木戸場六一四番一の一部並びに字竹ノ谷津六一一番一、六一一番二の一部、六一一番三の一部、六一一番四の一部、六一一番五、六一一番八の一部、六一一番九の一部、六一一番二八の一部、六一一番三〇の一部、六一一番三二の一部、六一一番三三の一部、六一一番四〇の一部、六一一番四三の一部及び六一一番五〇の一部	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地
産一八	八街市勢田字押九番二、九番四、九番六、一〇番二、一〇番四の一部、一一番二、一一番九、一一番一五、一四番二、一四番三の一部、二六番、二七番一、二七番二、二七番三の一部、二七番三の二、二七番四から二七番二〇まで、二八番一から二八番四まで、二八番五の一部、二八番六から二八番八まで、二九番から三三番まで、三四番一、三四番二、三五番、三六番、三七番一の一部、三七番二の一部及び三七番四から三七番六まで	令第十三条の二第二号に掲げる埋立地
産一九	銚子市垣根見晴台八五二番一から八五二番三まで、八五二番五から八五二番八まで、八五二番一〇、八五三番三、八五八番二、八六一番一、八六二番二、八六四番四、八六五番一、八六五番三、八七三番二、八七三番四、八七五番二及び八七五番五、長塚町五丁目三、八二三番一、八二三番三及び三、八二三番四、長塚町七丁目四、八九八番一、八九八番二、四、九〇〇番一、	令第十三条の二第一号に掲げる埋立地

<p>四、九〇〇番三、四、九〇〇番四及び四、九〇〇番七並びに松岸見晴台二、五七六番二、二、五七七番、二、五七八番の一部、二、五八八番、二、五八九番、二、五九〇番一から二、五九〇番九まで、二、五九五番一、二、五九六番一、二、五九九番一、二、五九九番二及び二、六〇〇番</p>	
--	--

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第25号  
 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。  
 平成27年9月11日

千葉県公安委員長 佐藤 健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分  
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習
- 2 講習の期日及び時間  
 平成27年11月25日(水曜日)から12月3日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所  
 千葉県中央区新田町4番25号 パルサンライツ2階
- 4 受講対象者  
 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者  
 (3) 規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの  
 (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の